

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 要求水準書に関する質問・意見への回答書

	意見項目 (タイトル)	頁	該当箇所				質問・意見の内容	回答	要求水準書 に反映 ○:する -:しない
			1 2 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など			
1	3 基本条件 (3)一般事項 ④ 工事期間中のユーティリティ条件 につきまして	13	3	(3)	④		水は本施設内から調達できるものとして問題ないでしょうか。	試験湛水、溶出試験、試運転及び施設洗浄では使用可能です。	-
2	3 基本条件 (3)一般事項 ⑨ 工程管理及び施工管理 ア 別途発注する予定の関連工事につきまして	14	3	(3)	⑨		関連工事の具体的な発注時期、工期などをご教示ください。	上烏田浄水場配水池等整備事業に伴う配管等移設工事 →令和6年6～7月に発注を予定し、令和7年7月までを予定します。 上烏田浄水場・小糸浄水場流量調整弁更新工事 →令和6年6月に発注を予定し、令和7年3月までを予定します。	-
3	3 基本条件 (5)留意事項 ②事業期間中に開催する現場見学会や説明会等について	15	3	(5)	②		事業期間中に開催する現場見学会や説明会等の回数をご教示ください。また、その他必要な補助について具体的な内容をご教示ください。	現段階で回数は確定できませんが、事業の注目度、重要度から年間複数回は実施するとご理解ください。 補助とは、資料の作成や現場の案内、安全通路の確保などが挙げられます。	-
4	4 業務に関する要求水準 (1)基本的事項に関する要件 ① 本新設配水池整備の特性につきまして	16	4	(1)	①		基本的には断水を行わない、とありますが、現在の施設の運用において断水できる時間などはございますでしょうか。	上烏田浄水場内からの浄水については一時的に稼働停止が可能です。 用水供給からの受水は断水できません。	-
5	4 業務に関する要求水準 (1)基本的事項に関する要件 ④ 地震及び風水害に対する安全性の確保 ウ 風水害に対する安全性について	16	4	(1)	④	ウ	周辺地域における被害事例をご提供いただけますでしょうか。	例えば、令和元年度の台風では停電により大規模断水が発生しました。この際は、倒木による電線の断線、施設の破損がありました。	-
6	4 業務に関する要求水準 (2)土木施設に関する要件 ③ 配水池 オ 運用しながらのメンテナンス につきまして	18	4	(2)	③	オ	運用しながらのメンテナンスを容易に実施可能とする構造とすることありますが、第5接合井は含まないこととして考えて宜しいでしょうか。	第5接合井も対象と考えております。	-
7	4 業務に関する要求水準 (2)土木施設に関する要件 ③ 配水池 カ 配水池の水位、キ 第5接合井の水位について	18	4	(2)	③	カ、キ	有効容量を満足すれば、配水池 H. W. L+94.9m、第5接合井 H. W. L+102.7m を低く(有効水深 配水池 H=8.2m、第5接合井 H=5.2mを浅く)してもよろしいでしょうか。	水位の変更は認められません。	-
8	4 業務に関する要求水準 (2)土木施設に関する要件 ③ 配水池 サ 基礎形式 につきまして	18	4	(2)	③	サ	基礎形式について、提案時の工法と受注後の現地調査結果により形式変更の必要性が出てきた場合は設計変更の対象と考えてもよろしいでしょうか。	現地の地質状況が公表資料と明らかに異なる場合(支持層の位置が大幅に異なる、土質定数が明らかに異なり設計結果に多大な影響を及ぼすなど)は、変更の対象となりうるものと考えます。配水池構造や基礎形式は多種多様であるため、当該事象を確認した場合は、当広域連合企業団との協議により変更内容を精査し、合理的な範囲において設計変更することとなります。	-
9	4 業務に関する要求水準 (2)土木施設に関する要件 ③ 配水池 サ 杭の施工 につきまして	18	4	(2)	③	サ	杭工事において発生する建設汚泥につきまして、現地状況により提案時の数量より増えた場合は設計変更の対象と考えてもよろしいでしょうか。	建設汚泥については、基礎部の施工方法に大きく関係するため、上記No.8の内容と一体でお考えください。	-
10	4 業務に関する要求水準 (2)土木施設に関する要件 ③ 配水池 シ 浮力についての検討 につきまして	18	4	(2)	③	シ	浮力についての検討とありますが浸水レベルの条件をご教示願います。	浸水によるものではなく、液状化の有無によるものです。	-
11	4 業務に関する要求水準 (2)土木施設に関する要件 ③ 配水池 ス 劣化に留意した構造 につきまして	18	4	(2)	②	ス	外面の劣化に留意した構造、とありますが、内面に関する要求事項はございますでしょうか。	該当箇所が②ではなく③の間違えと想定し回答しますが、当該文書は「ス 配水池内外面の劣化に留意した構造とすること。」としていますので、「内面の劣化」にもご留意をお願いします。	-
12	4 業務に関する要求水準 (2)土木施設に関する要件 ③ 配水池 につきまして	18	4	(2)	③		配水池の屋根構造につきまして、ご指定がないと考えて宜しいでしょうか。	十分な水密性、耐久性、耐震性を有する構造であれば、指定はありません。	-

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 要求水準書に関する質問・意見への回答書

	意見項目 (タイトル)	頁	該当箇所				質問・意見の内容	回答	要求水準書 に反映 ○:する -:しない
			1 2 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など			
13	4 業務に関する要求水準 (2) 土木施設に関する要件 ③ 配水池 につきまして	18	4	(2)	③		配水池の塗装につきまして、ご指定がないと考えて宜しいでしょうか。	「4(2)③ス 配水池内外面の劣化に留意した構造とすること。」に留意した提案を求めます。	-
14	4 業務に関する要求水準 (2) 土木施設に関する要件 ⑤ 送水管、⑥ 流入管、⑦ 流出管 ア 適切な流速の確保につ いて	18 19	4	(2)	⑤、⑥、 ⑦	ア など	適切な流速の範囲をご教示ください。	「水道施設設計指針」より、「許容最大速度3.0m/s程度」、場内配管については「平均流速0.5～1.5m/sを標準とする」記載があるため、これらを基準に適切な流速での提案を求めます。	-
15	4 業務に関する要求水準 (2) 土木施設に関する要件 ⑨ 配水池廻り配 管	19	4	(2)	⑨		既設配管の撤去は、新設配水池廻りの配管布設で支障となる範囲を撤去 するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙4に示す範囲は最低限更新するものとお考え下さい。	-
16	4 業務に関する要求水準 (2) 土木施設に関する要件 ⑨ 配水池廻り配管 エ 高耐久の材質 につきまして	19	4	(2)	⑨	エ	高耐久の内外面一体被覆がなされたものであれば、材質はポリエチレン 粉体ライニング以外のものでも採用はできる、との理解でよろしいでしょ うか。	池内配管等、池内の付属物は交換が非常に困難なため、当広域連合企業団で耐久性 が確認された材質の採用を求めます。そのため、要求水準の表現を見直します。な お、付属物とは、池内配管、昇降設備、固定金具、各種接続部材などが挙げられます。	○
17	4 業務に関する要求水準 (2) 土木施設に関する要件 ⑨ 配水池廻り配管 カ 可とう管の仕様 につきまして	19	4	(2)	⑨	カ	可とう管の材質は任意とありますが、変位量についての指定はございま すでしょうか。	耐震設計により、許容可能な変位量としてください。	-
18	4 業務に関する要求水準 (2) 土木施設に関する要件 ⑫ 既設配水池及び既設管路の撤去 ア 既設配水池の撤去につきまして	20	4	(2)	⑫	ア	既設配水池の解体方法につきまして指定の工法はございますでしょうか。	ありませんが、周辺環境にご配慮願います。	-
19	4 業務に関する要求水準 (2) 土木施設に関する要件 ⑫ 既設配水池及び既設管路の撤去 イ 既設管の撤去 につきまして	20	4	(2)	⑫	イ	既設管は撤去、とありますが、撤去範囲は貴広域連合企業団としてどの ようにお考えかご教示願います。 (例：一番近傍のフランジ、継手部をフランジ蓋、栓で接続する、など)	要求水準書別紙4に示す範囲は最低限更新を希望するものです。配水池及び場内配 管を整備するにあたり、支障が生じる範囲は撤去した上での整備を求めます。接続箇 所は、お示しのとおり、継手やフランジ部を想定しています。	-
20	4 業務に関する要求水準 (2) 土木施設に関する要件 ⑫ 既設配水池及び既設管路の撤去 ウ 既設杭につきまして	20	4	(2)	⑫	ウ	既設杭は残置でも構わない、とありますが、提示された資料と受注後の 現地調査により配置計画を変更(杭の数量など)する必要が出た場合に は変更設計の対象と考えてもよろしいでしょうか。	上記No.8の回答のとおりです。	-
21	4 業務に関する要求水準 (3) 電気計装等設備に関する要件 ⑤ 機械設備 ア 流量調整設備 につきまして	20	4	(3)	⑤	ア	流量調整設備を整備、とありますが、既設流量調整弁の仕様であったり、 流入量(最大、最小、平均)や流入圧力のデータは提示いただける、との 理解でよろしいでしょうか。	内容を精査したうえで、提示可能なものは後日公表します。	-
22	4 業務に関する要求水準 (4) 性能試験及び試運転 ① 性能試験、試運転 ア 性能試験 水質試験 につきまして	24	4	(4)	①	ア	水質試験を貴広域連合企業団へ依頼し、とありますが、当該試験に係か かる費用は貴広域連合企業団のご負担と考えてよろしいでしょうか。	水質試験については、基本的に当広域連合企業団が実施し、費用も負担しますが、必 要以上の試験(事業者のミスにより複数回実施しなければならないものなど)は事業者 で実施していただくこととなります。また、試験は結果が出るまでに最低1週間は必要 とお考え下さい。	-
23	4 業務に関する要求水準 (5) 運転管理 マニュアルの作成 につきまして	24	4	(5)			マニュアルの作成とありますが、運用効率の向上を目的とし、貴広域連合 企業団で作成されているマニュアルのフォーマットなどのご提供をお願い 出来ますでしょうか。	申し訳ございませんが、ご提示できるマニュアルのフォーマットがありません。	-
24	【意見】 現地調査の開催について						要求水準書(案)の公表に伴い現地調査の開催を要望いたします。また、 ドローンによる調査の承諾をお願いします。	募集要項に示します。ドローン調査についても同様です。	-